

神栖市学校給食物資取引要項

令和2年4月

神 栖 市 学 校 給 食 物 資 取 引 要 項

令和2年4月

1 衛生管理について

食材等の納入業者は学校給食の意義及び役割を十分認識し、衛生管理に努めること。

- (1) 食品取扱者の健康管理及び食品の品質管理には万全を期すること。
- (2) 食材等の納入業者は従業員の検便検査（O-157は必須）を各学期毎（6月・9月・1月）に実施し、結果を調理場に報告すること。
- (3) 衛生的な服装で納品すること。
- (4) 食材の納入車両は保冷車等を使用し、すのこ等を敷いて直接床に食材を置かないなど、常に清潔にしておくこと。

2 見積書の徴取について

- (1) 見積書は、毎月中旬に担当の調理場より電話・FAX等で連絡するので受取り後は確認の連絡をすること。
- (2) 見積りの内容・サンプルの提出については、担当の調理場の指示に従うこと。
- (3) 見積書には、配合・産地・栄養等の分析表を添付すること。
- (4) 見積書の提出がない場合も担当の調理場に連絡をすること。
- (5) 見積提出後の規格・単価・メーカー等の変更は認めない。

3 注文について

- (1) 注文は、電話・FAX・メール等で行うので、内容を十分に確認すること。
(受け取り後は確認の連絡をすること)
- (2) 注文後、天災その他不可抗力によって著しく市価に変動があった場合は双方の協議の上変更することが出来るものとする。

4 給食用物資について

- (1) 給食用物資は、別紙1から4までの規格表を参照すること。
- (2) 給食用物資は、同一の賞味期限（消費期限）が明示されたものとする。
- (3) 給食用物資は、新鮮で包装が良好のものとする。

5 納品について

- (1) 納品は定められた日時・規格・数量等を確認のうえ良心的に行うこと。
- (2) 納品時は、必ず担当者の立ち会いを求め検収を受けること。学校へ直接配送する場合は、給食配膳員の検収を受けること。
- (3) 検収及び下処理中に不適品が発見された場合は遅滞なく適正品と交換すること。

6 納品時間について

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 冷凍食品及び一般物資 | … 午前8時30分～11時 |
| (2) 肉類及び加工品 | … 午前8時30分～9時 |
| (3) 豆腐類及びその加工品, コンニャク, 白滝 | … 午前8時30分～9時 |
| (4) 野菜類 | … 第一・第二調理場：午後2時～3時
第三調理場：午前8時～8時30分 |
- (特に日時を指定した場合はその納品日時にすること。)

7 請求(支払い)について

- (1) 請求書は請求額を調理場と照合し最終の納品から7日以内に神栖市長宛で各調理場に提出すること。
- (2) 支払いは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

8 空容器の回収について

- (1) 豆腐等の空容器の回収は納品日の午後4時までとする。
午後の納品の場合は、翌日の午後4時までとする。
- (2) 各学校へ直接納品したものは、当日の午後に回収すること。

9 商品案内について

- (1) 毎月第一火曜日の午後1時～4時までとし、祝日の場合は翌日とする。
また、変更になる場合は調理場の指示に従うこと。
- (2) サンプル提出品については会社名を記入すること。

10 違反行為・異物混入等について

- (1) 別表 違反・異物混入表を参照すること。
- (2) 違反・異物混入等があった時は速やかに調理場に報告書等を提出すること。
- (3) 納入業者の責により多大な損害が生じた場合その損害を賠償するものとする。
- (4) 重大な過失による違反・異物混入の場合当分の間納入を中止とする。

(別表) 要項10関係 違反行為等

1	納品されなかった場合
2	納品時間に遅れた場合
3	規格外の給食用物資を納品した場合
4	数・量の不足の場合
5	異物（髪の毛・糸・虫等）が混入していた場合
6	品質が異常（腐り・臭い・型くずれ等）である物資を納品した場合
7	賞味期限（消費期限）切れの物資を納品した場合
8	空容器の未回収の場合
9	包装容器が汚れている場合
10	検便検査（0-157含む）の結果を提出しない場合
11	見積書を提出しない場合

11 学校給食用物資納品条件について 別紙1のとおり

12 豚肉・鶏肉の取り扱いについて 別紙2のとおり

13 サンプル提出の方法について 別紙3のとおり

14 青果物規格表について 別紙4のとおり